

只見町雇用促進条例

本年2月、町誘致企業撤退の知らせは、町内に大きな衝撃となりました。

この撤退により今後の進路決定を迫られ、従業員の皆様やご家族・関係者も大きな不安が襲っている中、町内事業所からは本当に多くの求人を出していただき、町内就職の道筋を見出させていただいたことは、何とか町民の雇用を守りたいという町内事業所の皆様のお気持ちの表れであり、改めて心から感謝を申し上げます。

この思いに応えたいと考え、この度町内の雇用環境の改善と雇用促進を図るべく、今般の只見町議会6月会議において「只見町雇用促進条例」を提案し、可決いただきました。今回はその概要を紹介いたします。

只見町雇用促進条例とは？

■ 目的

この条例は、本町における町民の雇用促進に資する奨励措置を講ずることにより、雇用機会の拡大と雇用環境の充実を図り、もって本町の地域経済の活性化と住民生活の向上に寄与することを目的としています。

■ 奨励措置

事業者（事業を営む者で、町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人、その他の団体）に対し、次に掲げる奨励措置を講ずることができます。



▲只見高校生の企業訪問

(1) 雇用促進奨励助成金の交付

本年4月1日以降に雇用主から期間の定めのない正規の従業員として雇用された等、交付の対象となる従業員を雇用した交付対象事業者に対し、その従業員の12か月分の社会保険料事業主負担相当額の1/2以内の額を助成します。（詳細は後日）

(2) 雇用者の確保協力

- ・無料職業紹介所による求人情報の提供・紹介及び求職者の斡旋など
- ・高校生の企業訪問など、町内事業所の紹介など

(3) その他町長が必要と認める事項

町では、この条例を基に、町内企業・事業者と連携しながら、引き続き雇用対策に力を入れていきます。

